

## 社会福祉法人高石市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人高石市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条第2項および第25条の規定に基づき、役員等に対する費用弁償を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償対象会議等)

第2条 役員等に費用弁償を行う会議等は、次のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 監査
- (3) 評議員会
- (4) 事務・事業の決裁業務
- (5) 心配ごと相談事業

2 役員等とは、理事、監事、評議員及び心配ごと相談員をいう。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、費用弁償を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が前条に規定する会議に出席した場合の1回あたり費用弁償は、別表1のとおりとする。

(報酬等の支給)

第4条 役員等の報酬は無報酬とする。

(委任)

第5条 この規程の定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表 1

区 分	費 用 額	備 考
理事会	1回 2,000円	
監 査	1回 2,000円	
評議員会	1回 2,000円	
事務・事業の決裁業務	1回 2,000円	
心配ごと相談事業	1回 2,000円	(心配ごと電話事業は除く)

※同じ日に、継続して2以上の会議に出席したときは、いずれかの1回のみ支給することとする。